

30,000円の助成金
ありまーす



平成25年度大町町地域福祉活動 助成事業要領

1. 趣 旨

大町町社会福祉協議会では皆様からの社協会費や共同募金配分金等の浄財を基に町内で福祉活動に取り組んでいる団体・グループ等の事業を支援し、住民相互の支え合いや助け合い等の協力体制の構築を目指します。

2. 助成対象団体

町内の非営利の法人、任意の団体（自治会やボランティアグループなど）で町内において福祉活動を目的とする団体。

3. 助成対象事業

次の各号のすべてに該当する事業で、1団体1事業とします。

- （1）町内の地域福祉活動推進を目的とする事業であること
- （2）平成26年3月31日までに実施される事業であること
- （3）対象とされる事業が3回以上で、1回の参加人員が5名以上であること

4. 助成対象事業例

- ①子育て・世代間交流事業 ②高齢者・障がい者支援事業 ③防災訓練
- ④地域交流サロン事業 ⑤環境整備・保全事業 ⑥健康・生きがいづくり事業など

5. 助成対象とならないもの

次の各号は原則として、助成対象になりません

- （1）県共同募金会や町などから他の助成を受けている事業
- （2）本会が行う他の助成金を受けている事業
- （3）営利や政治・宗教活動等を目的とする事業
- （4）建物や設備整備に係る事業
- （5）団体の運営費（人件費、事務所維持費等）

6. 助成額

1団体1事業30,000円以内 10団体を助成予定

7. 申し込み方法及び申し込み受付期間

(1) 申し込み方法

「助成金交付申請書」(様式1)に必要事項を記入の上、大町町社会福祉協議会までご持参ください。

「助成金交付申請書」(様式1)は大町町社会福祉協議会で配布します。

(2) 申し込み受付期間

平成25年5月1日(水)～5月10日(金)まで
祝祭日を除く平日の8時30分から17時15分

8. 選考及び助成事業の決定方法

(1) 5月22日開催の理事会、評議員会の承認後、速やかに文書にて通知します。

(2) 申し込み多数等の場合は、5月22日プレゼンテーション(事業の説明)をお願いすることがあります。

9. 助成決定の取り消し・助成金の返還

次の各号の場合、助成決定を取消し、助成金を返還する

- (1) 「助成金交付申請書」に虚偽内容が記載されていた場合
- (2) 助成事業が中止又は廃止等遂行が困難となった場合
- (3) 助成事業が予定期間内に終了しない場合

10. 事業遂行にあたって

- (1) 助成を受けた事業について、町内への周知に努め、広報誌「社協だより」やホームページ掲載に資料を提供し、情報公開に協力すること
- (2) 事業のチラシ作成については、『この事業は、大町町社会福祉協議会の地域福祉活動助成事業の助成を受けています』と明記すること
- (3) 当会からの通知による意見交換会、事業完了報告会に出席すること

11. 事業完了報告

事業終了後速やかに次の書類を提出願います。(最終26年3月末まで)

- (1) 事業完了報告書(様式5)
- (2) 収支決算書(様式6)
- (3) 事業遂行の写真、チラシ、領収書の写し

12. 資料申込み及び提出先



〒849-2101
大町町大町5000番地
(大町町総合福祉保健センター美郷)

社会福祉法人大町町社会福祉協議会

☎ 0952-71-3001

Fax 0952-71-3037

担当 中島